（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 10 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

| 申請額 | 12,506円 | 氏名 | 太田 利実保 |
|---|---|---|---|

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 11 月 7 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾

[redacted]

| 申請額内訳 | 調査研究費 | 9,546円 | 研修費 | | 広報費 | | 広聴費 | | 要請・陳情費 | | 会議費 | 2,960円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 日 | 活動内容 | 行程 | 支出項目 | 私用車 | | 公共交通機関 | 有料道路 | 駐車場 | タクシー | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 距離 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | |
| 9 | 春野町杉倒木等被害現場確認 | 山東～春野町杉～山東 | 調査 | 72 | 2,664 | | | | | |
| 19 | トライアルオフィス現状調査 | 山東～元城町～山東 | 調査 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 20 | 創造浜松だよりについて会派協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 23 | 児童養護施設和光現状調査 | 山東～西区和光町～山東 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 23 | 教職員多忙化等現状聞き取り(気賀小) | 山東～細江町気賀～山東 | 調査 | 38 | 1,406 | | | | | |
| 27 | 会派視察について協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 31 | 渡ヶ島工業団地活用について調査 | 山東～鴨江～山東 | 調査 | 46 | 1,702 | | | | | |
| 31 | 教職員多忙化等現状聞き取り(都田小) | 山東～都田町～山東 | 調査 | 26 | 962 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | 338 | 12,506 | | | | | |

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 11 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

| 申請額 | 15,170円 |
|---|---|

| 氏名 | 湖東 秀隆 |
|---|---|

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 12 月 7 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾

申請額内訳

| 調査研究費 | 15,170円 | 研修費 | | 広報費 | | 広聴費 | | 要請・陳情費 | | 会議費 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 日 | 活動内容 | 行程 | 支出項目 | 私用車 | | 公共交通機関 | 有料道路 | 駐車場 | タクシー | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 距離 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | |
| 1 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 6 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 6 | 地域要望に関する調査 | 於呂～貴布祢～於呂 | 調査 | 14 | 518 | | | | | |
| 8 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 9 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 15 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 16 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 19 | 地域要望に関する調査 | 於呂～犬居～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 20 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 22 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 28 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 29 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | 15,170 | | | | | |

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 11 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

| 申請額 | 13,838円 | 氏　名 | 太田 利実保 |
|---|---|---|---|

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 12 月 18 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

| 申請額内訳 | 調査研究費 | 9,398円 | 研修費 | | 広報費 | | 広聴費 | | 要請・陳情費 | | 会議費 | 4,440円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 日 | 活動内容 | 行程 | 支出項目 | 私用車 | | 公共交通機関 | 有料道路 | 駐車場 | タクシー | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 距離 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | |
| 2 | 創造浜松だよりについて会派協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 6 | 天竜川河川敷侵食状況聞き取り | 山東～元城町～山東 | 調査 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 10 | 会派視察について協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 11 | 水窪自分ごと会議傍聴 | 山東～水窪町奥領家～山東 | 調査 | 86 | 3,182 | 〃 | | | | |
| 20 | 建設残土置場状況調査 | 山東～中区中央～山東 | 調査 | 42 | 1,554 | 〃 | | | | |
| 24 | 会派勉強会について協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 27 | 児童養護について会派勉強会 | 山東～元城町～山東 | 調査 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 28 | Jクレジット後援会傍聴 | 山東～東伊場～山東 | 調査 | 46 | 1,702 | 〃 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合　計 | | | | 374 | 13,838 | 〃 | | | | |

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式６）

# 旅　費　支　払　証　明　書

| | |
|---|---|
| 出張年月日 | 令和６年　１月１０日　～　令和６年　１月１１日 |
| 出張先（目的） | 寝屋川市、大分県 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 出張者氏名 | 遠山将吾 | 森田賢児 | 関イチロー | 湖東秀隆 |
| | 太田利実保 | | | |
| | | | | |

旅　費　額　内　訳

| 項　目 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|
| 交通費 | ２２４，９００円 | 詳細は下記および別紙添付 (10) |
| 日当 | １３，５００円 | @ 1,500円×4人×2日<br>@ 1,500円×1人×1日 (11) |
| 宿泊費 | ５９，２００円 | @ 14,800円×4人×1泊 (12) |
| 交通費 | ５，２９０円 | 電車代 (13) |
| | 円 | |
| 合　計 | 円 | |

| 金　額 | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 3 | 0 | 2 | 8 | 9 | 0 |

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和６年　　１月１５日

会　派　名　　浜松市議会創進浜松 [redacted]

代　表　者　　遠山　将吾

〈詳細〉

（様式６）

<別紙　領収書添付欄　1>

(10)

# 領収証

出発日　年　月　日　　No.147674

浜松市議会 創造浜松 様

| 金額 | 百万 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|
| | ¥ | 224900 | |

但 交通費として

| 収入印紙 |
|---|
| |

| | |
|---|---|
| 現金 | ✓ |
| 小切手 | |
| 振込 | |
| | |

上記金額正に領収致しました

令和 6 年 1 月 5 日

いい旅・ふ[redacted]
株式会社 東海[redacted]
〒432-8036 静岡県浜松市[redacted]
TEL(053)[redacted]
FAX(053)4[redacted]

担当印

本証は社印並びに取扱者印の無いもの、金額訂正のものは無効です。

（様式６）

〈別紙　領収書添付欄　2〉

(13)

丹波橋－寝屋川 3名分

## 領収書

伝票番号:04770

ご利用日付: 2024 年 1 月 10 日　お支払い: 現金

取引内容:　片道きっぷ購入

金 1110円

丹波橋駅002号機発行

この領収書は大切に保存してください
ご利用ありがとうございます

京阪電気鉄道株式会社

## 支払証明書

金　　740 円

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和6年　1月　10日

浜松市議会創造浜松
会長　遠山 [redacted]

事由・内容等

丹波橋～寝屋川　片道切符　2名分

## 支払証明書

金　　1,200 円

上記の金額を支払ったことを証明します。

令和6年　1月　10日

浜松市議会創造浜松
会長　遠山 [redacted]

事由・内容等

京都～丹波橋　切符　5名分

寝屋川－淀屋橋　4名分

## 領収書

伝票番号:66955

ご利用日付: 2024 年 1 月 10 日　お支払い: 現金

取引内容:　片道きっぷ購入

金 320円

寝屋川市駅005号機発行

この領収書は大切に保存してください
ご利用ありがとうございます

京阪電気鉄道株式会社

## 領収書

伝票番:　354

ご利用日付: 2024 年 1 月 10 日　お支払い: 現金

取引内容:　片道きっぷ購入

金 960円

寝屋川市駅005号機発行

この領収書は大切に保存してください
ご利用ありがとうございます

京阪電気鉄道株式会社

淀屋橋 － 新大阪　4名分

## 領収書

ご利用日付 2024年1月10日

取引内容　きっぷ購入
支払内容　現金

¥240-

（現金　240円　カード　0円）

伝票番号 53745

この領収書は大切に保存してください
ご利用ありがとうございます

淀屋橋駅 18 号機発行
大阪市高速電気軌道株式会社

## 領収書

ご利用日付 2024年1月10日

取引内容　きっぷ購入
支払内容　現金

¥720-

（現金　720円　カード　0円）

伝票番号 53744

この領収書は大切に保存してください
ご利用ありがとうございます

淀屋橋駅 18 号機発行
大阪市高速電気軌道株式会社

（様式 10）

令和６年　１月２６日提出

（あて先）　会派名　浜松市議会創造浜松
代表者　遠山　将吾

# 報　告　書

| | |
|---|---|
| 出張年月日 | 令和６年　１月１０日（水）～　令和６年　１月１１日（木） |
| 出　張　先 | 寝屋川市、大分県 |
| 出張の理由 | 寝屋川市　いじめゼロの取組み、新アプローチについて<br><br>大分県　　不登校児童生徒支援事業（ICT を活用した家庭学習支援） |
| 出　張　者<br>氏　名　印 | 遠山将[redacted]　森田賢[redacted]　関イチロ[redacted]　湖東秀[redacted]<br>太田利実保[redacted] |
| （出張の顛末） | |
| （備考） | |

（様式８）

令和５年１２月　４日

会派名　　浜松市議会創造浜松
代表者　　遠山　将吾　　様

会派名　　浜松市議会創造浜松
氏　名　　遠山　将吾



# 出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

１　出張者

遠山将吾　　森田賢児　　関イチロー　　湖東秀隆　　太田利実保

２　期間及び出張先

１月１０日（水）　寝屋川市

１１日（木）　大分県

３　目的

寝屋川市　　いじめゼロの取組み、新アプローチについて

大分県　　不登校児童生徒支援事業（ICT を活用した家庭学習支援）

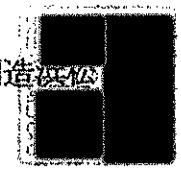
---

# 視察依頼書送付願

令和5年12月　4日

浜松市議会議長　様

会 派 名　　浜松市議会創造浜松
代表者氏名　　遠山 将吾



上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

# 視察行程表

◆視察日程　令和６年１月１０日（水）～１１日（木）
◆視 察 先　寝屋川市、大分県
◆視察議員　遠山将吾議員　森田賢児議員　関イチロー議員　湖東秀隆議員　太田利実保議員
※集合…６：５５までに改札口

| | | |
|---|---|---|
| 1月10日（水） | こだま765　近鉄京都線（現地払い２４０円）<br>浜松 7:09++++++8:41 京都 8:56++++++9:08 近鉄丹波丹波橋 9:22<br>京阪本線（３７０円）　タクシー５分<br>++++++9:49 寝屋川市＝＝寝屋川市役所<br><br>**《寝屋川市視察》　10：00～11：30**<br>**調査項目**<br>**・いじめゼロの取組み、新アプローチについて**<br><br>京阪本線（３７０円）　地下鉄御堂筋線（２４０円）<br>寝屋川市 12:59++++++13:18 淀屋橋 13:24++++++13:33 新大阪 13:41<br>のぞみ27　ソニック35<br>++++++15:53 小倉 16:09++++++17:37 大分<br>※遠山議員は宿泊せず浜松へ戻る。<br>《大分駅周辺・泊》 | **寝屋川市議会事務局**<br><br>**担当者：　濵本　様**<br>**TEL:072-824-0010**<br><br>**《宿泊先》**<br>**ホテルマイステイズ大分**<br>**TEL:097-514-4055** |
| 1月11日（木） | タクシー５分<br>ホテル＝＝大分県庁<br><br>**《大分県視察》10:00～11：30**<br>**調査項目**<br>**・不登校児童生徒支援事業（ICTを活用した家庭学習支援）**<br><br>ソニック28　のぞみ34　こだま740<br>大分 12:10++++++13:37 小倉 13:52++++++16:55 名古屋 17:08++++++<br><br>17:53 浜松 | **大分県議会事務局**<br>**政策調査課政策法務班**<br>**担当者：　岩尾　様**<br>**TEL:097-506-5033** |

# 視察報告書

作成者：　遠山　将吾　　２０２４年　１月　１０日

参加者：　遠山将吾　森田賢児　湖東秀隆　太田利実保　関イチロー

| | |
|---|---|
| 日　時 | 2024年1月10日(水) 10時～11時30分 |
| 場　所 | 大阪府寝屋川市（於　寝屋川市役所） |
| 目　的 | “寝屋川モデル”いじめゼロに向けた新アプローチ |
| 内　容 | 現市長が令和元年４月の統一地方選挙で当選後、６月にいじめ対策を表明し、１０月に監察課を立ち上げた。<br>いじめ対策に力を入れる理由は、他都市と比較し高齢者が多く、子育て世帯を誘引していくために、いじめ対策を打ち出したと思われる。故に、いわゆる重大事案があったわけではなかった。寝屋川市のいじめ対策は、これまでの学校・教育委員会による通常のいじめ対応である教育的アプローチのほかに、市長部局「監察課」によるいじめ対応、いじめを人権問題として捉え、いじめの即時停止を目的とする行政的アプローチがあることに特色がある。<br>いじめ認知事案の 99%はこれまでの教育的アプローチで解決されているが、相談の窓口としての選択肢が増えたことで、子ども・保護者が望む解決の方法を選択できるようになり、教職員の負担軽減が図られ、専門的な対応が可能と考えている。<br>監察課が行う行政的アプローチについては、「寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例」を根拠として独自に収集した１次データに基づき対応している。<br>月に一度、いじめ通報促進チラシを配布し、早期発見と抑止効果を図っている。<br>これまで、条例に基づき勧告を６権行い、うち４件がいじめ防止の環境政治、２権が学級替えの措置を講じるための勧告を行なった。<br>また、転校費用・弁護士費用の補助をそれぞれ１件ずつ行なった実績がある。<br>導入にあたり教職員からの抵抗感はあったが、市長肝入りの事業でもあり、事業当初から市長部局・教育委員会が積極的な意思疎通を行い、相互理解の中で進めてきており、経験値も上がってきた中で事業は円滑に回っている。<br>監察課は職員８名体制で、市内の小学校24校・10,110人、中学校12校・5,170人、現場を巡回している。監察課・教育委員会では認知した事案は相互に共有をしている。 |
| 所　感 | 先の代表質問で福祉的な観点から、学校現場だけでの対応でなく教育委員会の中に福祉的な問題を専門的に扱う部署を作ったらどうかという提案したが、これまでとは違うアプローチとして、学校現場以外のところで対応する部署を作っていくことが、今後の教育を考える上では、良い手法であると思う。<br>同じ手法の本市への導入を考えると、本市の広さや学校数の多さなどを鑑みると難しい。故に、第三者による調査会を設置する現行の方法からどう発展させていくことができるか、また、常設の部署が必要となるだけの行政需要があるのか、十分に考慮する必要があり、本市では十分に機能するとは考えにくいと考えられる。 |

# 行政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和６年１月１０日
場　　所：大阪府寝屋川市
視察事項：寝屋川モデル
　　いじめゼロに向けた新アプローチ

出席者：遠山将吾　森田賢児　湖東秀隆 太田利実保
　　関イチロー

・教育委員会だけでなく、市長部局である危機管理部に「監察課」を設け、「いじめ＝人権侵害」として対応にあたる。いじめ被害者による警察への告訴また民事での訴訟を行う場合の手続き支援や弁護士費用の補助などもある。
・当初、教育委員会としては戸惑いもあったものの、市長の強い意向で取り組みが始まる。
・寝屋川市の認知したいじめ事案は令和４年度で337件。令和元年から令和３年度の認知件数と比較すると大幅に増加した。この点を表題である「いじめゼロ」との整合性を問うと、「いじめゼロ」はあくまで目指すべき理想として、現場では認知件数を増やし初期の内に対応をしていくとのことであった。毎月、全児童・生徒に「いじめ通報促進チラシを配布し、情報提供を呼び掛ける徹底ぶりである。

◇他方で、いくつかの懸念事項は拭いきれなかった。
・子どもたちの自己解決能力を醸成していくことについて
・監察課の対応と言うだけで、その抑止力が期待されるが、児童・生徒、保護者、教職員等の人間関係が委縮してしまうのではないか。
・小学校低学年は良いこと悪いことの分別もつかないと思うが、同様の対応なのか
→(寝屋川市の考え)教育的な指導で対応。人間関係の再構築など
・いわゆる「言った者勝ち」にならないか。自己都合でいじめられたと解釈をし、相手に対する攻撃的意図を持って悪用することはないのか
→(寝屋川市の考え)悪用された場合には、悪用された側がまたそのいじめ被害を申し出れば対応するとのこと。
【総評】他に例を見ないハード対策である。ただ、今は守られるべき子ども達もいずれ大人になり社会に出ていく。社会は他人の集合体であり、時に困難も伴うが、その時は自らの力で歩んでいかなくてはならない。「守ること」と合わせ「生きる力」を養う必要性を強く感じた。

# 行政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和６年１月１１日
場　　所：大分県庁
視察事項：不登校児童生徒の支援

出席者：森田賢児　湖東秀隆 太田利実保　関イチロー

・不登校児童生徒は全国的にも大分県内でも増加している。
令和４年度は全国で３５９，６２３人、大分県内で３，２８５人である。尚、本市は２２１０人である。

・不登校による学習補充を目的としたスタディサポートクラブやICTを活用した学習支援、校内の支援ルームの設置、家庭学習支援員(教員OBを３人、１人で30人の児童生徒を対応)を配置するなど支援が厚い。また、教育支援センターやフリースクール、不登校を考える会など外部との連携が広く施されている

・県が主体的に行っていることも有り、この支援の対象は高校生も含まれるのも特徴である。高校の場合は、単位を取得する必要があることや、そもそも義務教育ではないことから、小中学校に対する支援の在り方と同等の支援があることにいくばくかの疑問も抱いた。しかしながら、担当者によると、県が所管している県立高校のことであることから、分け隔てる必要はないとの認識であった。

・一般に「不登校児支援」と言うと、いかに登校を再開させるかと言う点に主眼がおかれることと思うが、大分県の場合にはそうではなかった。あらゆる支援メニューを用意し何かしらで、不登校児との繋がりを保つため、社会との関りが断たれることがないように行われているものであった。それは学校に限らず、教育支援センターでも良し、フリースクールでも良し、その児童生徒を尊重し、適した支援を施している。

・一言に「不登校」と言っても、様々な事例がある。単に学校に行けない児童生徒だけではなく、学校へ行かないことを明確に選択している例や、保護者が学校を拒絶している例、また医療的な支援が必要な例など様々だが、多種多様な支援策があるからこそ、広く対応できているものと感じた。

# 会派視察 報告

創造浜松：関 イチロー

日　程：令和6年 1月 10日(水) ～ 11日(木)

【第1日目】

視 察 先：寝屋川市役所

視察項目：いじめゼロの取組、新アプローチについて

村上 順一 議長、奥 大輔 副議長の歓迎を受け、危機管理部 監察課：古田 隼人 課長、奥村 裕 係長、教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課：古田 達哉 課長、清水 隆寛 係長(指導主事)から説明を受ける。



村上 順一 議長



左から：奥村、古田、古田、清水の各氏



寝屋川市議会議会棟



寝屋川市役所

2019年(令和元年)の市長選挙で当選した現市長の肝いりで、同年10月から危機管理部に監察課が設立された。

それまでは、いじめ対応として学校・教育委員会が行っていたが、「いじめ対応の三権分立」として以前からの教育的アプローチ(教育問題)以外に、行政的アプローチ(人権問題)として危機管理部内に監察課、法的アプローチ(法的問題：司法)と3側面からいじめ問題を捉えることにより、それぞれの役目を果たすことにより問題を解決するとしている。

令和2年1月1日に『寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例』を、同月21日から『寝屋川市いじめ被害者支援事業補助金交付要綱』を施行いている。

監察課の職員は、全市職員1,208人(令和5年4月1日現在)中8人おり、いじめを人権問題として捉え「いじめの即時停止」目的とし、「攻めの情報収集(早期発見)」として、毎月1回、市立の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布し、いじめの抑制効果(いつ通報されるかわからない加害者へ

の)を狙っているとの説明であった。令和４年度の監察課への直接相談は151件であり、うち56件はチラシによる相談であった。

２つのルート(教育的・行政的アプローチ)を“並走”させることにより、ダブルチェック(第三者的視点でいじめ対応の不備のチェックや事後の検証を実施可能)、２つの選択肢を提示(相談者が望む形の解決を選択できることや別ルートを確保することで教員等との問題にも対応が可能)、役割分担(教職員の負担軽減や専門的な対応(ノウハウの蓄積)が可能)の意義があるとしている。

法的アプローチ(司法)については、賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用を補助するとしており、転校費用、原状回復費用なども看ている。

条例には、市長の権限の明示があり、「いじめの防止の申し出があった時には必要な調査を行うことができる」また、「学校その他の寝屋川市の機関に対し、以下の措置を講ずべきことを勧告できる」とし、勧告内容は、① 児童等に対する見守り、② いじめ防止の環境整備、③ 訓告・別室指導その他の懲戒、④ 出席停止、⑤ 学級替え、⑥ 転校の相談及び支援 等 となっている。過去、環境整備４件、訓告６件であったとのこと。

特に監察課の説明は、毅然と効果についても有効性をお話しいただいた。窓口が増えたこと閉鎖的な教育委員会とは異なる観点・視点、いじめ判定会議の設置、教職員の負担軽減などの利点がある反面、いじめは人権侵害であることは理解できるが、いじめの判断基準(監察課の見解としては、本人が嫌だと感じたら・・・)の曖昧さ(例えば、主観的判断をよりどころとしているための“いじめ“の概念が不安定な小学校低学年など)や過剰反応、“ちくり”や密告の横行、子ども同士での自己解決力の発露や経験・成長などは如何であるのか、疑問が拭えないデリケートなところがある課題であると感じた。

**【第２日目】**

**視 察 先：大分県庁**

**視察項目：不登校児童生徒支援事業(ICT を活用した家庭学習支援)について**

大分県教育庁学校安全課・安心支援課 いじめ・不登校対策班の職員のお

二人から説明をいただく。



説明者：いじめ・不登校対策班のお二人

大分県の不登校者数は全国と比較して、令和４年度は、1,000人当たりの不登校者数の小学校は全国平均よりも2.6ポイント低く、中学校は3.6ポイント高く、高等学校は0.1ポイント低いという状況である。また、全国的にも同様の傾向があるとのことであるが、令和２年度から３年度にかけて不登校児童生徒数が増加しており、コロナ禍による影響であるとのことであった。

「『不登校』はどの子どもにも起こり得、問題行動ではなく、登校せずに休養が必要な時と場合がある」としている。そして、誰ひとりも取り残さない。どこかとつながっていることが大切だと説く。また、学校復帰をではなく、学習支援を目的としているとのことであった。ただ、30日間不登校と言うことは、重大事態であると捉えている。不登校の原因として、いじめによるものはないとのことであった。

そのために不登校児童生徒の支援組織として

教育委員会：県と市町村の教育委員会が連携し、情報共有し、不登校児童生徒の支援が行われるよう「地域児童生徒支援コーディネーター」や「ＳＣ(スクールカウンセラー)」「ＳＳＷ(スクールソーシャルワーカー)」の配置を進める。

教育支援センター：各校と連携し、不登校の児童生徒が通級して学習や体験活動を行ったり、保護者が相談できる施設。(県か８施設)

不登校を考える親の会：親同士が体験を語り合ったり、情報共有したりし、気持ちを受け止め合い、考え方を深め合う機内の提供、また経験者の体験を聞く機会の提供。(14の会。年に２回の連携の会開催)

教育・関係機関：おおいた子ども若者総合相談センター(不登校やひきこ

もり、ニートなど社会的自立に悩みを抱える青少年から一般社会人まで及び家族を支援するための総合相談窓口で、支援ニーズ等に応じ適切な支援先につなげる)、青少年の家、児童相談所、大学の心理教育相談室・臨床心理相談室、児童家庭支援センターなどが相談窓口となっている。

フリースクール等：22施設。令和４年度からＳＣやＳＳＷが入り、訪問し、連携をしている。また、年２回の会合を開催している。金銭支援は行っていない。

教育相談コーディネーター：各学校での相談や支援窓口の役割として22人の教員を設置している。

ＳＣ(スクールカウンセラー)：いわゆるメンタル面のケア・個人の特性理解等 ⇒ 子ども自身をケアすれば前進しそうな状況(メンタルヘルス、個人の内面)。公認心理士等が担当。

ＳＳＷ(スクールソーシャルワーカー)：個人と周りの環境(家庭・学校・地域や医療・福祉等)トの調整、仲介、代弁、助言、連携などを具体化 ⇒ 子どもだけでは改善できない社会的・家庭的状況(例：貧困、傷病、障がい、虐待、ＤＶ、社会不適応など)。社会福祉士、精神保健福祉士が訪問支援。

ＳＣとＳＳＷは、すべての公立小・中・高校及び特別支援学校をカバー。

ＳＬ(スクールロイヤー)：学校の法的相談に対する指導・助言や、いじめに関する授業・教職員研修。弁護士が担当。

また、令和５年度の不登校児童生徒教育支援事業は、大分県教育センター教育相談部を中心に

・ ＩＣＴを活用した家庭学習支援：教育支援センター・フリースクール等とつながりのない不登校児童生徒を対象に、教職経験者による家庭学習支援員を配置し、家庭学習の進捗状況や児童生徒の困りごとや質問に応える。令和２年度から30人の定員で開始したが、応募が大きく上回り、令和３年度は60人、どれでも希望が多く、令和４・５年度は90人となっている。当初長期休校(90日以上)を対象としていたが、現在は30日としている。適不適があり、２ヶ月間受講しない

とＩＤを停止し、待機児童生徒に譲る制度になっている。
受講記録による学習内容・時間により出席となり、学校へ通知され、判断は校長に委ねられるとのことであった。
令和４年度の受講者延べ人数は、110人であり、その67%が中学２・３年生であった。成果としては、登校や進路決定(高校進学)につながる児童生徒が多いが、登校にはつながらなくとも、学校へフィードバックすることにより、教師と児童生徒との接点ができ、家庭で継続的に学習を行うケースもある。家庭と学校がつながり、児童生徒や保護者の支援が開始された例もあるとのことであった。
また、登校するものの教室に入れない児童生徒の相談支援や学習サポートを行う『校内教育支援ルーム』を設置し、登校支援員を配置、学校における居場所づくり・不登校児童生徒の減少を目指している。令和４年度14校、５年度は34校に設置。(生徒数が81人以上かつ不登校生徒数が設置市町の平均を超える中学校に設置)令和４年度の利用実績として、利用人数267人、不登校から『支援ルーム』120人、『支援ルーム』から教室復帰62人であった。
それでも、サポートの難しさを述べておられた。

- 教育相談アドバイザー：来所、電話、訪問、オンライン相談等による相談支援を実施し、関係機関でのケース会議や教職員研修を実施。
- 不登校児童生徒を対象とした「スタディサポートクラブ」：学習補助や悩みの相談も受け、心理面も支援。大分市をスタートとしたが要望が多く、県内６カ所において開催。毎週１回、平日の夕方や夜間に実施。
- 不登校児童生徒に学校の光景を配信：授業やホームルームの光景を配信し、学校の雰囲気を感じることでスムーズな復帰につなげる。

様々な場面によるメニューを用意しており、感服をした次第であるが、目標を「不登校児童生徒の社会的自立を目指す」としているが、どの様な状態

を指すのかと問うたところ、「自分で自分の人生を決められること」との答えであった。

昨年、市民文教委員会で視察に行った京都市の「教育支援センター」の不登校児童・生徒への対応でも感じたことであるが、よくぞここまできめ細かく手厚く対応しているいるものかと感心をすると同時に、それでも漏れることがある事に、この問題の多様性と複雑さ、根深さがあり、その対応への重要性や根気強さ・継続性を再度実感した次第である。

以上

# 視察報告書

報告者：湖東秀隆

日　程：令和６年１月１０日（水）～１１日（木）

寝屋川市　いじめゼロの取組み、新アプローチについて

「監察課」設置については、現市長の肝煎りで選挙公約として【いじめゼロ】を唱えての当選されたことから、市長就任後早期に監察課が設置された。設置までの間、教育委員会は、当初違和感があったようだが、当事者からは教育委員会への連絡は躊躇したが、第３者的組織への連絡の方が気軽になり、問題解決に関しては、学校への聞き取りはするが、解決に至る実働については鑑察課職員が主になって解決の方向へ取り組むことにより、現場教職員の負担は軽減されている。また、「児童・生徒が“いじめ”を受けたり、他のものが受けていたことを見た場合、教育委員会への通報だけではなく、他の部署へも通報できるよう選択肢が増え、些細ないじめ（？）であろうが、気軽に通報や連絡が可能になったことが、いじめの早期発見・早期解決につながっている」との説明があった。

いじめ早期発見については、毎月各学校へいじめ連絡の案内チラシが配布され、宛先も監察課宛になることが一目瞭然であることもあり、各家庭に持ち帰り保護者も案内チラシを見ることから、いじめの抑制にもなっていると思うし、多方面からの連絡が入ることから早期解決にもつながっているとの説明だった。

また、市の経営企画部では、「寝屋川移住計画」の冊子が作成されており、その中の最初

のページに、『本気でいじめ０をめざす！として、教育的アプローチ・行政的アプローチ・法的アプローチを紹介して、“引越し先には、教育環境が良いところを選ぶのがポイントです。“との小見出しでこの事業をアピールしている。

本市においても、いじめ問題調査委員会は設置されて諸課題についての会議は開催され市内全学校からの状況報告について協議されているようだが事案対応はされていないので、さらなる機能充実を図ることにより、児童・生徒間のいじめ問題を早期解決する姿勢が必要と考える。

大分県　ICT による不登校児童・生徒への支援

近年全国的に不登校児童・生徒が増加しているため、大分県では、県内全各市町の不登校児童・生徒に対しての ICT 教育を実施している。

各学校との連携だけではなく、フリースクール等の民間事業者とも連携を知る中で、子どもたちの学習の機会を提供している。

本市においても、ICT による学習を実施 s ているが、主に学校内だけでタブレットも教室の保管されているため、欠席された子供達への学習の利活用は行われていない。

また、大分県では、ICT ソフトの利活用機能で個人がどれだけ隔週しているかの時間等も把握可能であるため、学習の状況も確認できることから、出席扱いとなっている。（小中学校のみ）

合わせて、毎月 ICT 学習時間等の報告が、県から各学校へそして、担任教師が各家庭へ出向き学習等の内容報告と合わせて、子どもたちの様子を伺うようにしている。そのため、保護者も子どもたちも学校と繋がっていることに安心感があるようです。

本来の学校ではなく、フリースクールへ通う児童生徒もあるが、県としては、さらに夜間高校の協力により、月に数回高校の教室をお借りして出張授業も実施するようになり、その中には、徐々にではあるが、学校の保健室登校に戻れる児童生徒も見られるようになった。

本市での課題としては、ネット環境の整備により利用可能な地域は良いが、中山間地域

での利用が課題となる。早急なネット環境整備とともに、より充実したICTソフトを活用しての支援を期待する。

# 視察報告書

報告者
創造浜松　太田　利実保

◆ 視察日程　令和６年１月１０日（水）～１１日（水）

◆ 視察先　　大阪府寝屋川市、大分県

◆ 視察内容

≪1/10 寝屋川市危機管理部、教育委員会：いじめゼロの取り組み≫

令和４年度の全国のいじめ認知件数は 681,948 人、前年度比 10.8%増と過去最多となった。令和２年、３年は新型コロナの影響があったが、令和４年度からは部活動や学校行事など様々な活動が再開され接触機会が増えたこと、また、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことが増加につながったと分析されている。

浜松市においても令和４年度の認知件数は小学校で 3,860 件（前年比 68%増）、中学校では 1,023 件（9%増）といずれも過去最多。これも積極的に認知することの理解が広がっている証左であるが、当該児童生徒が心身の苦痛を感じることがいじめという、いじめ防止対策推進法のいじめの定義そのものの是非はあるように思う。特に、小学校低学年では物事の分別がつかない児童の場合など、一方的な主張によって被害者と加害者が逆転してしまうことも考えられる。

こうした、ある意味いじめの定義による弊害も考えられるが、児童生徒の命を守る、健全育成に支障があってはならないという基本理念に立てば、積極的に広く認知をして、重大事案にならないうちに芽を摘むことは重要であり、今回、『寝屋川モデル』と言われる、「いじめゼロに向けた新アプローチ」を実施している寝屋川市を視察した。

特徴としては大きく二つ。一つは、「行政的アプローチ」で、市長部局（危機管理部）に「監察課」を置き、教育現場での対応（教育的アプローチ）に加えて、いじめを人権問題として捉え、いじめを即時停止、早期収束を図ることを目的としている。学校に直接言いにくい場合の受け皿であり、当該児童らにとっては相談先の選択肢が増え、認知しやすい環境が整えられている。また、教育的指導ではなく、被害児童、加害児童の概念を用い、場合によっ

ては法的な措置にも対応しようとするものである。教育的な指導では、なかなか被害者、加害者ということだけを持って事に当れず、解決までに時間を要することが多い。一方、監察課ではドライに対応し、必要な調査を行うことができるほか、学校その他の期間に対し、当該児童への見守り、いじめ防止の環境整備、出席停止、学級替えなどを勧告できる。

もう一つの特徴は、「攻めの情報収集」。毎月１回児童生徒にいじめ通報促進チラシを配布し、いじめと感じていることがあれば手紙で監察課に通報できる。これは、いじめの早期発見につながるとともに、抑止効果にもなっている。これら二つの特徴を通じて、いじめに対する過度な意識づけとなり、行動が萎縮し、こども同士、児童と教師の関係性に微妙に影響することが危惧されるが、市としてのいじめに対する本気度が伝わることで、いじめ防止への機運醸成が図られ、安全安心につながっている。何より、被害者の救済を第一の目的としているとのことである。

{意見等}

監察課を配置すること、毎月いじめ通報促進チラシを配布することは、確かにいじめに対する意識を向上させ、早期発見、抑止効果というメリットがある反面、些細なことでも大袈裟に取り上げられ、大切なコミュニケーション能力に少なからず影響してくるのではないか。寝屋川方式をそのまま取り入れることには慎重になるべきだと思う。

ただ、学校現場だけに任せておくのではなく、市長部局も積極的に関与していく姿勢を示すことは重要で、その手法について検討は必要である。本市においては、一義的には、学校、教育委員会が担い、重大事案と認定された場合に第三者委員会が置かれ調査することとなっている。あくまでも事後の対応である。

やはり、重大事案に発展させない、早期に収束させるために、一義的な対応として学校が担うが、いじめが発覚した時点で、第三者の意見を求めるであるとか、学校から相談を受ける組織が必要ではないか。学校としては、いじめ事案を口外したくない、学校内で解決したい、第三者を入れたくないという閉鎖的な文化が今もって存在しているように思う。教育委員会としてもその独自性を担保したいという考えがあり、市長部局との連携ができにくい環境がある。市長部局との連携の手法について、寝屋川市を参考にしながら、

本市のこども家庭部や市民部の業務と重ね合わせて今後考えてみたい。

いじめの認知件数が増え、些細なことでも把握する環境が整ってきていることは、教職員がその対応に時間を要していることになる。重大事案になるようなことが起これば、その時間は大幅に増える。本市ではいじめ防止対策のための「校内いじめ対策委員会」を設置し、いじめ対策コーディネーターやスクールカウンセラー・ソーシャルワーカーが参画することになっているが、あくまでも学校主体であり、コーディネーターも研修を受けた教職員である。学校における教職員の多忙化解消を思えば、この委員会のあり方を含め検証していく必要があると思う。

「いじめゼロ」は、令和元年に行われた市長選挙において、現市長が公約として掲げたもので、いじめを撲滅し、児童生徒の生命身体を守ることはもちろん、高齢化の比率が高い寝屋川市において、人口構成を変化させるための子育て施策としての一面を持っているとのことであった。

≪1/11 大分県教育委員会：不登校児童生徒支援≫

令和4年度の全国小中学校の不登校児童生徒数は29万9千人で4年連続過去最高を更新している。新型コロナ感染症の影響などによる対人関係が理由としてあるが、底流には社会全体の閉塞感、将来への不安といったものが関係していることが見て取れる。これは、不登校になった理由を見れば明らかで、教職員や友人との関係性に次いで、なんだか分からないが不安が大きいであるとか、理由はわからないといったことが不登校のきっかけになっているからである。フリースクールなど学校以外の選択肢が増えていることも理由の一つではある。

日本社会の方向性や教育のあり方といった大きな課題に対する議論が重要なことは言うまでもないが、当面の不登校支援対策として何が必要か、参考とするため大分県の取り組みを視察した。

取り組みの大きな特徴は、「ＩＣＴを活用した学習支援」である。フリースクールや大分県内各市町村に設置されている教育支援センターなど何かしらの機関と全く繋がりのない児童生徒を対象とし、オンライン学習支援システム「デキタス」により、単元に沿った学習を行うというもの。教員ＯＢの家庭学習支援員が児童生徒からの質問に答えたり、メールやチャットによる

双方向支援、学習報告書の作成、学校との連携を担うことにより、出席扱いにすることができるという。児童生徒の気質によって合う合わないがあるものの応募数は年々増え、今は待ちの状態にあるとのこと。成果としては、登校や進路決定につながる児童生徒が多くいたことや、登校にはつながらないものの家庭での継続的な学習につながったことを挙げていた。

このＩＣＴを活用した学習支援は、校内にある教育支援ルーム（本市でいう校内学びの教室）でも今年度から活用されていて、各学校に配置された登校支援員がサポートしている。この他、県内６カ所に「スタディサポートクラブ」（本市でいう校外学びの教室）を設置し、毎週１回、学習補助や悩みの相談を実施している。ここでの支援員は、大分大学と提携し、心理学専攻の大学生を当てているとのことであった。

〔意見等〕

私自身、不登校支援について関心が高かったこともあり、令和４年の代表質問で取り上げた。主に、不登校を生じさせない学校づくり、フリースクールと学校との連携の必要性、校内学びの教室への教員の配置等環境整備、校外学びの教室の拡充についてである。校内および校外学びの教室の拡充は図られてきているが、フリースクールとの連携についてはまだ検討段階。フリースクールと個々の学校とは連携しているところも見受けられるものの、教育委員会としての全体の方針を示すべきと思う。

大分県では、県教育委員会が主体となって不登校支援を行っている。各市町村にある教育支援センターとの連絡会議を年２回開催する他、フリースクールとの連携会議も開催している。県が主導することで、県内統一した支援体制がとれることに加えて、各市町村の良い事例を横展開できるというメリットがある。さらには、小学校から高校までの支援体制が一期通関で考えられるのは大きいと感じた。

不登校支援は、各自治体によって大きな差異はないが、大分県の県主体の取り組み、何ら支援機関と繋がりのない児童生徒へのＩＣＴ学習支援は、静岡県や本市にはない取り組みであり参考にしたい。

これまでは何とかして学校復帰させようという施策であったものが、今では必ずしも学校復帰を目的としていない。教育機会確保法においても明確に示されている点であり、学校以外の場における学習活動に必要な措置、学校

以外の場での適切な学習活動の重要性や個々の休養の必要性を踏まえ、必要な情報を提供することとなっている。個々の状態によって多様性を重んじる社会にあって、フリースクールなど多様な教育環境が認められることは選択肢が広がり喜ばしいと思う反面、個人の権利や主張を尊重するだけでなく、全体の中の一員であるという意識、その中で自分がどういう役割を担うのか、コミュニケーションの重要性をしっかりと学べる環境を大切していくことが一層求められると感じた視察であった。

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 12 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

| 申請額 | 11,433円 | 氏名 | 湖東 秀隆 |
|---|---|---|---|

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 6 年 1 月 16 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

| 申請額内訳 | 調査研究費 | 10,952円 | 研修費 | | 広報費 | | 広聴費 | | 要請・陳情費 | 481円 | 会議費 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 日 | 活動内容 | 行程 | 支出項目 | 私用車 距離 | 私用車 金額 | 公共交通機関 金額 | 有料道路 金額 | 駐車場 金額 | タクシー 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 地域要望に関する調査 | 於呂～貴布祢～於呂 | 要請 | 13 | 481 | | | | | 浜北土地改良区事務所 |
| 11 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 14 | 地域要望に関する調査 | 於呂～国吉～元城～文丘～於呂 | 調査 | 44 | 1,628 | | | | | 河川事務所・浜松商業 |
| 18 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 20 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 21 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 25 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 26 | 地域要望に関する調査 | 於呂～犬居～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| 27 | 地域要望に関する調査 | 於呂～元城～於呂 | 調査 | 36 | 1,332 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | 300 | 11,433 | | | | | |

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給





14

（様式1）市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名　浜松市議会創造浜松　　代表者名　遠山将吾　様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 12 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

| 申請額 | 18,426円 |
|---|---|

| 氏　名 | 太田　利実保 |
|---|---|

令和 6 年 1 月 17 日　会派名 浜松市議会創造浜松　代表者名 遠山将吾 [redacted]

| 申請額内訳 | 調査研究費 | 12,506円 | 研修費 | | 広報費 | | 広聴費 | | 要請・陳情費 | | 会議費 | 5,920円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 日 | 活動内容 | 行程 | 支出項目 | 私用車 | | 公共交通機関 | 有料道路 | 駐車場 | タクシー | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 距離 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | |
| 3 | 龍山廃校活用イベント視察 | 山東～龍山町瀬尻～山東 | 調査 | 44 | 1,628 | | | | | |
| 6 | スタートアップ事業勉強会 | 山東～元城町～山東 | 調査 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 8 | 創造浜松だよりについて会派協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 11 | 保育ママ制度について聞き取り | 山東～元城町～山東 | 調査 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 12 | いじめ防止施策勉強会 | 山東～元城町～山東 | 調査 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 15 | 会派視察について協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 21 | 産廃（廃油）処理について聞き取り | 山東～鴨江～山東 | 調査 | 46 | 1,702 | | | | | |
| 22 | 勉強会について会派協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 23 | 医療センター新棟視察 | 山東～富塚町～山東 | 調査 | 48 | 1,776 | | | | | |
| 25 | 空き家対策について現況聴取 | 山東～元城町～山東 | 調査 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 26 | お茶全国品評会について聞き取り | 山東～元城町～山東 | 調査 | 40 | 1,480 | | | | | |
| 28 | 会派視察について協議 | 山東～元城町～山東 | 会議 | 40 | 1,480 | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合　計 | | | | 498 | 18,426 | | | | | |

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

（様式６）

# 旅　費　支　払　証　明　書

| | |
|---|---|
| 出張年月日 | 令和６年　２月　５日　～　令和６年　２月　７日 |
| 出張先（目的） | 松本市、長野市、上田市 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 出張者氏名 | 遠山将吾 | 森田賢児 | 関イチロー | 太田利実保 |
| | | | | |
| | | | | |

旅　費　額　内　訳

| 項　目 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|
| 交通費 | 〃　１１３，０４０円 | 〃　詳細は下記および別紙添付 (16) |
| 日　当 | 〃　１８，０００円 | 〃　@　1,500円×4人×3日 (17) |
| 宿泊費 | 〃　１１８，４００円 | 〃　@　14,800円×4人×2泊 (18) |
| 交通費 | 〃　５，８８０円 | 〃　２日目新幹線代 (19) |
| 交通費 | 〃　２，９００円 | 〃　タクシー代 (20) 時間の関係で タクシー使用 |
| 合　計 | 円 | |

| | | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金　額 | | | 2 | 5 | 8 | 2 | 2 | 0 |

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和６年　　２月１３日

会　派　名　　浜松市議会創造浜松

代　表　者　　遠山　将吾　[redacted]

〈詳細〉

（様式６）

<別紙　領収書添付欄　1>

(16)

# 領収証

出発日　年　月　日　　No.147877

浜松市議会 創造浜松 様

| 金額 | 百万 | 千 | 円 |
|---|---|---|---|
| | ¥ | 1 1 3 0 4 0 | |

但 交通費として

| 収入印紙 |
|---|

| 現金 | ✓ |
|---|---|
| 小切手 | |
| 振込 | |
| | |

上記金額正に領収致しました

令和 6 年 1 月 31 日

いい旅・ふ[redacted]
株式会社 東海[redacted]
〒432-8036 静岡県浜松市[redacted]
TEL〈053〉[redacted]
FAX〈053〉4[redacted]

担当印

本証は社印並びに取扱者印の無いもの、金額訂正のものは無効です。

長野 — 上田　4名分

(19)

## 領収書

Receipt

創造浜松 様

領収年月日　2024-2-6　登録番号：T9011001029597

金額　¥1,470　(税10%)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　JR乗車券類

(00532 1枚)

東日本旅客鉄道株式会社

長野駅VF53発行　10533-01

印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済

## 領収書

Receipt

創造浜松 様

領収年月日　2024-2-6　登録番号：T9011001029597

金額　¥4,410　(税10%)

上記金額確かに領収いたしました

購入商品　JR乗車券類

(40529 3枚)

東日本旅客鉄道株式会社

長野駅VF53発行　50530-01

印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済

(20)

松本駅 — 市役所

創造浜松

## 領収書

No.5201

日付　2024年02月05日

車番　000122　0000

基本運賃　¥900円

合計　**¥900円**

上記の様に領収致しました

消費税率10%（内税）

毎度ご乗車ありがとうございます。

**第一交通㈱**

松本市渚2－8－20

TEL 0263-27-3332

登録番号

T9-1000-0101-3429

市役所 — 松本駅

創造浜松

## 領収書

No.8130

日付　'24年02月05日　15:27

車番　001020　800

基本運賃　¥1000円

迎車料金　¥200円

合計　**¥1200円**

上記の通り領収致しました

消費税率　10%

アルピコタクシー（株）

０２６３－７５－１１８１

登録番号：

T4100001012699

長野駅 — ホテル

創造浜松

## 領収書

No.5534

日付　'24年02月05日　17:14

車番　001110　000

基本運賃　¥800円

合計　**¥800円**

上記の通り領収致しました

消費税率　10%

アルピコタクシー（株）

０２６－２８３－８８００

登録番号：

T4100001012699

（様式８）

令和６年　１月１１日

会派名　　浜松市議会創造浜松
代表者　　会長　遠山　将吾　　様

会派名　　浜松市議会創造浜松
氏　名　　会長　遠山　将吾　[redacted]

# 出　張　届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

１　出張者
　　遠山将吾　　森田賢児　　関イチロー　　太田利実保

２　期間及び出張先
　　２月　５日（月）　松本市
　　６日（火）　長野市
　　７日（水）　上田市

３　目的
　　松本市　　松本市における公共交通活性化の取組みについて
　　長野市　　少子化対策・結婚支援事業について
　　上田市　　人口減少・少子化対策プロジェクト
　　～少子化対策地域評価ツールの活用について～

---

# 視察依頼書送付願

令和6年 1月11日

浜松市議会議長 様

会 派 名　　浜松市議会創造浜松
代表者氏名　　会長　遠山 将吾　[redacted]

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

# 視察行程表

◆視察日程　令和６年２月　５日（月）～　７日（水）
◆視 察 先　松本市、長野市、上田市
◆視察議員　遠山将吾議員、森田賢児議員、関イチロー議員、太田利実保議員
※集合…８：３５までに改札口

| | | |
|---|---|---|
| ２月５日（月） | こだま 703　JR 特急しなの７<br>浜松 8：51++++++9:37 名古屋 10:00++++++12:04 松本　※昼食<br><br>タクシー１５分<br>松本駅＝＝松本市役所<br><br>**《松本市視察》 13：30～15：00**<br>**調査項目**<br>**・松本市における公共交通活性化の取組みについて**<br><br>タクシー１５分　JR 特急しなの 15　徒歩<br>木更津市役所＝＝松本 16:05++++++16:56 長野 16:02・・・ホテル<br><br>《長野駅周辺・泊》 | **松本市議会議会局**<br><br>**担当者：　鈴木　様**<br>**TEL:0263-34-3210**<br><br>**《宿泊先》**<br>**ホテルＪＡＬシティ長野**<br>**TEL:026-225-1131** |
| ２月６日（火） | 徒歩<br>ホテル 9:20・・・9:45 長野市役所<br><br>**《長野市視察》10:00～12：00**<br>**調査項目**<br>**・少子化対策・結婚支援事業について**<br><br>徒歩<br>長野市役所・・・長野駅　※昼食<br><br>しなの鉄道　徒歩<br>長野 13：45++++++14：31 上田・・・ホテル<br><br>《上田駅周辺・泊》 | **長野市議会議会局**<br>**総務議事調査課**<br>**担当者：　伊藤　様**<br>**TEL:026-224-5057**<br><br>**《宿泊先》**<br>**相鉄フレッサイン長野上田駅前**<br>**TEL:0268-80-2031** |
| ２月７日（水） | 徒歩<br>ホテル 9:20・・・9:45 上田市役所<br><br>**《上田市視察》10:00～11：30**<br>**調査項目**<br>**・人口減少・少子化対策プロジェクト**<br>**～少子化対策地域評価ツールの活用について～**<br><br>徒歩<br>上田市役所・・・上田駅　**※昼食**<br><br>JR 新幹線あさま 618　JR 新幹線こだま 737<br>上田駅 13:38++++++15:12 東京 15:27++++++17:19 浜松 | **上田市議会事務局**<br><br>**担当者：　信藤　様**<br>**TEL:0268-22-0452** |

（様式 10）

令和６年　２月１９日提出

（あて先）　会派名　浜松市議会創造浜松
代表者　遠山　将吾

# 報　告　書

| | |
|---|---|
| 出張年月日 | 令和６年　２月　５日（月）～　令和６年　２月　７日（水） |
| 出　張　先 | 松本市、長野市、上田市 |
| 出張の理由 | 松本市　　松本市における公共交通活性化の取組みについて<br><br>長野市　　少子化対策・結婚支援事業について<br><br>上田市　　人口減少・少子化対策プロジェクト<br>～少子化対策地域評価ツールの活用について～ |
| 出　張　者<br>氏　名　印 | 遠山将吾 [redacted]　森田賢児 [redacted]　関イチロ [redacted]　太田利実保 [redacted] |
| （出張の顛末） | |
| （備考） | |

# 視察報告書

作成者：　遠山　将吾　　２０２４年２月５日～７日

参加者：　遠山将吾　森田賢児　太田利実保　関イチロー

| | |
|---|---|
| 日　時 | 2024年２月５日（月）13時半～15時00分 |
| 場　所 | 長野県 松本市（於　松本市役所） |
| 目　的 | 松本市における公共交通活性化の取り組みについて |
| 内　容 | 松本市では令和３年４月１日に建設部から交通部を独立させ、交通ネットワーク課、公共交通課、自転車推進課の３課を部内に置いた。公共交通政策は、現市長の公約であった。これまで、議会質問では、建設部の中でも公共共通に関する事項は多く、建設部と分けることのメリットは、議会対応にも現れている。<br>松本市では、JRやアルピコ交通上高地線の利用者は多いものの、バスの乗車数は減少傾向である。バスは、民間事業者であるアルピコ交通と合併前旧町村で運営していた町営、村営バスを引き継いだものが市営バスとして運行している。<br>路線バスを将来にわたって維持、拡充するために、民間路線を含め、市が一括して計画をし、民間会社に運行を委ねる公設民営バスとして運行することを開始した。<br>民間事業者のアルピコ交通は、上高地方面の観光バスで収益を上げてきたが、コロナ禍の影響を受け減速、行政との連携を強化してきた。<br>公設民営バスとは、これまで複数の運行形態によるバラバラな運行がなされており、慢性的な赤字運営だったものを、市がルート・便数を見直し、バス停・バス路線名を統一、一体的な設計をして運行することで、将来に向けた運行を維持することを目的とする。故に、予算額は１億円増加したが、人的資源の不足については、現在のところ解消されている。資金面に関しては今後、運賃の検討はしていくこととなる。<br>計画はアルピコ交通と協議をして進めており、年２回、運行本数やダイヤ、ルート、運賃などの見直しを行なっている。 |
| 所　感 | アルピコ交通は、旧松本電鉄で市内の公共交通の担い手であり、公共交通結節点であるＪＲ松本駅からの路線バス、鉄道線をほぼ１社での運行をしているというところは、本市との類似性が高い。建設部から交通部を独立させてたことについては、特に民間事業者との協議等への影響はなかったとのことであったが、やはり、市長が掲げた重要公約ということで、市民への発信力は大きかったと思う。<br>市長が公約とした理由は、経営の効率化や収益性ではなく、公設民営という政策により官民連携の強化や市域全体および、周辺町村も含めた地域公共交通の持続可能性である。それを考えると、歳出が増えることも市民理解は得られやすいと考える。<br>将来に向けた人材不足や利用者数の維持なども困難である状況が容易に予想される中で、本市においても、ＪＲや遠州鉄道、その他民間事業者と周辺市町との連携を強化し、持続可能な公共交通のあり方を、本市が全体のネットワークを設計し、公設民営バスのような考え方を導入することは非常に有効であると考える。 |

| | |
|---|---|
| 日　時 | 2024年2月6日（火）10時00分～11時30分 |
| 場　所 | 長野県 長野市（於　長野市役所） |
| 目　的 | 少子化対策・結婚支援事業について |
| 内　容 | 長野市では、結婚支援事業について、現在は企画政策部移住推進課が所感している。説明の冒頭、飽田課長より組織の変遷についての説明があった。平成25年11月から、前市長・加藤氏が「子育て日本一を目指す」との公約で、少子化、未婚化・晩婚化対策を開始した。平成26年9月には人口減少対策に関わる市長声明をだし、人口増推進本部を立ち上げた。その後、人口減少対策課と、こども未来部のマリッジサポート課が人口増推進課に統合され、現在は、政策企画部へと事業が移った。マリッジサポート室が、政策企画部移住推進課に移管され、現在は、マリッジ・サポートデスクとして事業を運営している。本来は、こども未来部で執行すべき事業であるが、政策企画部が所管している。組織は縮小される中で、事業数・予算規模は増加している。<br>実施している事業は、10あり、出会いの場の創出支援として５事業、結婚を応援する機運の醸成事業として２事業、若者のライフデザイン形成支援として３事業を行なっている。（資料参照）<br>出会いの場の創出支援事業は、当初は市内を中心にシルバー人材センターで行ってきたが、十分な成果を上げることができなかった。その際の検証により、当該事業はより広域で実施することで、効果を上げられるとして、県と周辺市町を含め、長野地域連携中枢都市圏結婚支援事業として実施している。<br>担当課で、現在最も大切だと考えているのが、若年層への結婚の意識の醸成であるが、多忙な学校現場への浸透は困難な状況にある。今後は、動画を作り若年層へのアプローチをすることも検討している。<br>若年層の結婚意識については、県が主催し年２回ほど開催される結婚応援協議会で提供される社人研のデータや民間結婚相談所のセミナーでのデータなどから、行政側が考える仮説と、実際の若者世代の考えの差異がみられることもある。例えば、若年層の男性は女性に経済力を求めていることや、女性は男性に容姿を求める傾向にあることがデータでは出ているが、行政側の考えにはその考えはなかった。施策についても、窓口よりもアプリを使用することなど、現在の若者世代が利用しやすい方法を取ることが必要である。ただし、基本的な考え方は「結婚支援が少子化対策につながるとは限らない」であり、行政が行うことは、市民意識アンケートの結果の結婚したいと考えている人＝71%という需要に対応することと考えて事業を実施している。 |
| 所　感 | 結婚≠少子化ということが、施策展開のベースであることがわかった。結果は短期間では見えないため、まずは、わかりやすいところで、結婚したいと考えている71%の需要に対し、行政ができる施策を展開するということが徹底されている。<br>子育て支援政策が、結婚につながることは考えにくく、少子化対策においては、子育て支援政策とは切り離して考えるべきであることを改めて感じた。若者世代の本当の声を、どう収集し、結婚意識の醸成を図るか、長野市の取り組みは大変参考になる事例で、本市においても、取り入れることが有効だと思う。 |

| | |
|---|---|
| 日　時 | 2024年2月7日（水）10時00分～11時30分 |
| 場　所 | 長野県 上田市（於　上田市役所） |
| 目　的 | 人口減少・少子化対策プロジェクト ～少子化対策地域評価ツールの活用について～ |
| 内　容 | 上田市政策企画部政策企画課の担当者から、当該事業について説明をいただいた。<br>政策企画課の発意で、内閣府のモデル事業に応募した。少子化対策は、第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画の中でも重点プロジェクトに挙げられてはいたが、これまで、根本的な少子化理由のデータ分析は行われていなかった。また、組織横断的な取り組みもなく、各課の所管事業の範囲で施策を実行していた程度で、連携等はなかった。今回の内閣府からの選定を受けるに当たっては長野県と千曲市との連携事業となった。内閣府の委託事業になるため、ＮＴＴデータにアドバイスをもらいながら事業を運営した。県は、ワークショプにオブザーバー参加し、県独自にデータ分析をし、アドバイスをもらっていた。<br>庁内では、今回のプロジェクトを実施する上で、狭義の少子化対策部門である健康こども未来部だけでなく、市民まちづくり推進部 移住交流推進課や商工観光部商工課や地域雇用推進課など、広義の少子化対策関連部門からも参加をしている。(資料参照)各課から、年齢・性別など幅広い人材が選定され、活発な意見交換がなされた。<br>事務局機能を政策企画部で運営し、データ分析から仮説の設定を事前に行い、ワークショップ次に各課の意見を聴取するというスキームで実施した。データ解析の前には、各課から選ばれた職員による主観・肌感覚のイメージでの上田市の強みや弱みを整理した。データ分析にやっておくことで、データによる先入観を排除できることが後々のイメージ作りで効果的であった。データ解析については、内閣官房のホームページにツールがあり、使用するデータも基本的にはオープンソースのもので、どの自治体でもレーダーチャートや統計資料などは作成ができる。上田市では、県全体の平均との比較を行うことで、指標の分析を行なった。大変細部にわたるデータ分析や、当初に立てた細部にわたる仮説との比較など、膨大な作業量であったが、正規職員により対応した。そのことで、データの裏側にある実態を知ることができた。例えば、上田市を離れる若者は、希望する職種の会社がないということであったが、実際には上田市には多くのそれらの職種に該当する事業所があること、それほど晩婚化が進んではいないが、第１子が生まれるまでの期間が長いなど、取るべき対策が見えやすくなっている。しかし、市民や民間事業者への発信にはそれほど力を入れておらず、また、この解析を元にした議会での質問もない状況とのことであった。 |
| 所　感 | 非常に有効な事業であり、本市でも必須であると考える。これまでの少子化対策については、現行の事業を仕分けする程度であったり、国のメニューをそのまま実施するというだけであったが、事前に仮説をたて、データ分析による結果との比較をすることで、実施することが必要な事業、少子化対策のニーズが明確化できる。<br>少子化対策については、地域差が大きく、実施すべき対策は各地域で異なる。<br>意識の醸成一つとっても異なる。上田市とは規模が異なるため、本市では、少子化対策地域評価ツールの活用を行う部署を立ち上げ、早急に事業実施すべきである。 |

# 浜松市議会 会派 創造浜松 様 行政視察

## ようこそ　松本市　へ

■　視察日時　　令和６年２月５日（月）　午後１時３０分～３時

■　視察会場　　第１委員会室

《 本日の次第 》

１　歓迎あいさつ（公共交通課長　柳澤　均）

２　浜松市議会　創造浜松　遠山　将吾　様　からのごあいさつ

３　視察事項の説明

　(1)　松本市における公共交通活性化の取り組みについて（公共交通課）

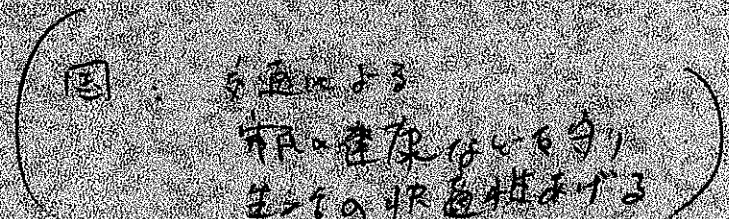
４　閉会

松本市出席者
公共交通課
議会事務局

静岡県浜松市議会 様 提供資料　　R6.2.5

# 地域のくらしの足、おでかけの足再編（官民連携）

## ～松本市における路線バス再編の取組み～




↓松本市HP

ぐるっと まつもと
Gurutto Matsumoto

長野県 松本市 交通部 公共交通課
電 話 ：0263-34-3033
メール ：k-koutsu@city.matsumoto.lg.jp

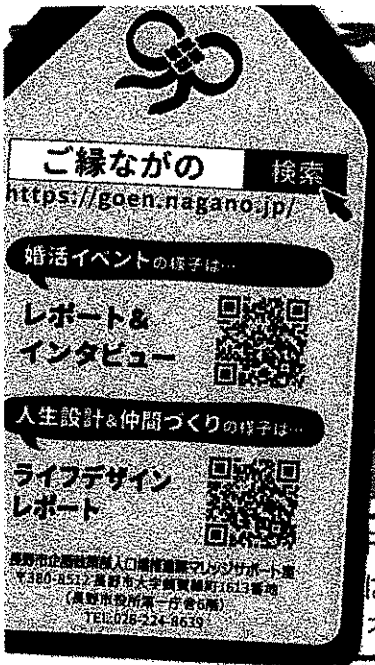
令和５年度資料

幸せ実感都市『ながの』

# 結婚支援事業について

企画政策部移住推進課
（長野市マリッジサポートデスク）

【令和５年10月31日現在】



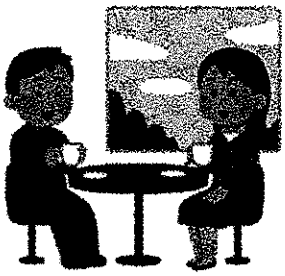

# ながの結婚マッチングシステム

# NAGANO ai MATCH

## 長野市マリッジサポートデスクが システムの登録をサポートします

**システムに登録できる方**

は長野市に移住を希望の方（満18歳以上の独身の方）
ォン、パソコン、タブレット等の個人端末をお持ちの方



**●ご登録に必要な書類など**

①本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカード等）
②独身であることが証明できるもの戸籍抄（謄）本又は独身証明書
（3ヶ月以内に取得した原本）
③プロフィール用の写真データ（3ヶ月以内に撮影されたもの）
※本人のみが写り、本人の顔形が明確にわかるものと上半身の写真の2枚
※編集、合成、加工がされていないもの

●登録料　10,000円（2年間）　※登録サポートは無料です
※一旦納入された登録料は、返還されません

## ◆登録からご成婚までの流れ　相談員があなたの出会いをサポートします

❶仮登録（来所予約） ⇒ ❷来所・本登録（プロフィール等入力） ⇒ ❸お相手探し ⇒ ❹お見合い ⇒ ❺交際スタート ⇒ ❻ご成婚

### ❶仮登録（来所予約）

スマートフォン等から仮登録をして、マリッジサポートデスクへ来所予約をしましょう。

### ❷来所・本登録

必要書類を持ってマリッジサポートデスクに来所し、自分のプロフィールやお相手に望むこと等を登録しましょう。

来所後、登録料振込完了後に本登録となります。

### ❸お相手探し

プロフィールを検索・閲覧し、気になるお相手にお見合い申込もできます。

### ❹お見合い

お相手とシステム上で日程を調整し、約束した場所でお会いします。この段階では、お相手の名前や連絡先はお伝えしません。

### ❺交際スタート

お見合い後、お互いの意志確認が出来たら相談員を通して名前と連絡先を交換し、交際がスタート！

### ❻ご成婚

ご結婚が決まりましたら、マリッジサポートデスクにお知らせください。

ながのご縁を
縁
信都・長野市

【お問合わせ】
**長野市マリッジサポートデスク**
TEL 026-224-8639　FAX 026-224-8569
（E-mail）marriage-s@city.nagano.lg.jp
（お電話での問い合わせは、火曜日～金曜日の午前9時～午後5時です。）

システムの仮登録・来所予約はこちらから

# 浜松市議会　創造浜松　様

# 行　政　視　察

日時：令和６年２月７日（水）　午前１０時から

会場：本庁舎６階　第１委員会室

## 次　第

１　開　　会

２　挨　　拶

雨雪が少ない地域

３　研　　修

（１）人口減少・少子化プロジェクト

～少子化対策地域評価ツールの活用について～

４　質疑応答

５　閉　　会

自分の都合だけで言葉をまるめる禁止！

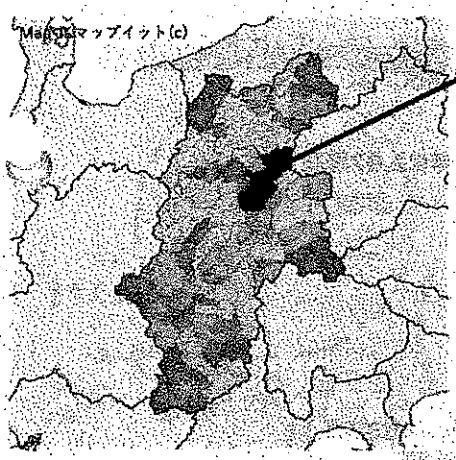


# 長野県 上田市

東信濃

「地域アプローチ」による少子化対策の取組について

1




## 上田市の概要

東京から しらん。 by 新幹線

- **長野県東部**の都市
- 平成18年に上田市・丸子町・真田町・武石村の**4市町村**（そはう）**新設合併**により誕生
- 人口：**152,484人**（男74,840人、女77,644人）R6.1.1現在
  →**127,843人** R27年社人研による将来人口推計
- 面積：**552.04㎢**
- 気温：盆地部分の最高気温**35℃前後**、最低気温**－10℃前後**
- 日照時間：**2221.9時間/年**
- 年間降水量：**900㎜前後**
- 産業：**製造業**が盛ん

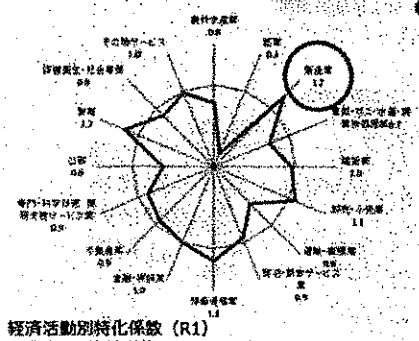
人口 県内 第３位

面積 県内 第６位

昼夜・夏冬 寒暖の差大

晴天率 全国 トップクラス

雨・雪 少ない



経済活動別特化係数（R1）
※県内での比較優位を示す指標

美味だれ焼き鳥





日本遺産
レイラインがつなぐ「太陽と大地の聖地」
～龍と生きるまち 信州上田・塩田平～

2

# 行政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和６年２月５日
場　　所：松本市役所
視察事項：地域のくらしの足、おでかけの足再編(官民連携)
　　～松本市における路線バス再編の取組み～
出席者：森田賢児　遠山将吾 太田利実保　関イチロー

・令和３年４月１日に交通に特化した部局として、建設部から交通部を独立。
交通部は、交通ネットワーク課・公共交通課・自転車推進課で構成される。

・地域公共交通利用者数は長期的に大きく減少、特に路線バスは平成 21 年頃の時点で昭和５３年の 20%水準にまで落ち込んでいる。
様々なアプローチで、市民が利用しやすい公共交通を探る。公設民営で利用者増を目指す。

・現市長(令和２年３月就任)が公共交通施策に対し積極的な姿勢であった。市民との対話をした上で、公設民営バス「ぐるっとまつもと」運行を開始。市が制度設計し、民間事業所が運営運行。尚、エリア全体を特定１者と一括協定(一部路線は別事業者への外部委託を許容)している。

・ルートについては、交通空白地域をできるだけ解消しようとする一方で、状況によっては減便をしている場合もある。しかし、単なる移動手段ではなく「社会インフラ」と位置付けている。

・【インセンティブ設計】では、外部要因による収支変動については行政が補填する。収入変動リスクの一部を行政が負担することで、事業者の参入を促進している。

―総評―
市長の強い意向や、行政が一定リスクを負っているからか、事業者(アルピコ交通)とのパワーバランスが均等である印象を持った。それを受け、本市における官民連携の在り方は、民がウエイトを占めているように思えた。パワーバランスは一朝一夕で変わるものではないが、今後、山積する課題と向き合う際に、「行政の主体性」というものを当該事業に限らず再考していく必要性を感じた。

# 政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和６年２月６日
場　　所：長野市役所
視察事項：結婚支援事業について
出 席 者：遠山将吾　森田賢児　関イチロー　太田利実保

・前市長が少子化対策を第一に掲げる

・連携中核都市として、長野圏域全体の結婚支援推進の中心的役割を担っている

・人口減少課→人口増推進課→企画課→移住推進課→マリッジサポート課→長野市マリッジサポートデスクと変遷した。

・独身の理由を分析すると行政が支援できることと支援できないことがある。

| (できるもの) | (できないもの) |
|---|---|
| ◇異性と知り合う機会がない(1位) | ◆結婚する必要性を感じない(3位) |
| ◇理想の相手にまだめぐり会わない(2位) | ◆今は仕事(または学業)に打ち込みたい(4位) |
| ◇経済的な余裕がない(5位) | ◆独身の自由さ気軽さを失いたくない(7位) |

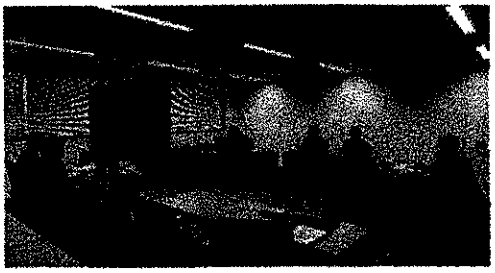
現実的には、できるところのアプローチをしていくしかない。
長野市の具体策は、出会いと交流の場を提供する事業者への補助金、結婚支援に関する講師派遣、ボランティアによる当事者支援、県のマッチングアプリの登録支援等。

・令和５年度から新規事業で「結婚新生活支援事業補助金」を開始

－総評－
独身者の71%は「結婚したい」と考えている。しかし、いざ結婚に向けての活動をしているかと言うと、活動している人は9.5%に留まる。やはり、この層へのアプローチは欠かすことはできないと考える。
この視察後、岡山県が同趣旨で、同窓会に対して補助金を出している事業を知る。さらに調べると、男女とも同窓会での出会いや恋愛に期待していることがわかった。
(男性63%　女性41%　結婚相談所パートナーエージェント調べ)
かしこまらず、若者に沿ったラフな施策も試みる価値があると感じた。

# 行政視察報告書

報告者：森田賢児



日　　時：令和６年２月７日
場　　所：上田市役所
視察事項：「地域アプローチ」による少子化対策の取組について
出席者：森田賢児　遠山将吾 太田利実保　関イチロー

・第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画における６つの施策大綱の１つに「人口減少・少子化対策プロジェクト」が位置付けられている。そして、KGI(重要目標達成指標)を設定している。ここで言うKGIは「令和７年将来目標人口15万人以上」としている。

・国のモデル事業への応募理由及び課題は
　○データ分析による少子化原因の分析ができていないこと
　○少子化対策について部局横断的な検討・実施体制がないこと
これに対し、令和４年に庁内横断組織の構築・データ分析・対応策の方向性の検討
令和５年に具体的な施策の検討・施策の実施計画への登載・予算要求・ゼロ予算事業の実施、令和６年度に事業実施・実施事業の検証を施していく。

・検討手順は１．部局横断的な検討体制の構築 2.客観的指標の分析による地域特性の見える化 3.主観調査による地域特性の把握 4.地域の強み・課題の分析 5.対応策の検討

・プロジェクトのメンバーは庁内から少子化対策に関係の深い課から、偏りがないように抽出

・分析で用いる「地域評価指標のひな型」は誰でも使うことができる

―総評―
緻密な分析は大変興味深かったが、ゼロ予算事業である為か、内外共に日の目を浴びていない印象であった。そして、我々が提言していた専門部署についての考えを問うと、本市の担当と同様、各課から抽出する枠組みの方が良いとのことであった。この点については、今一度再考する必要がある。
　本視察で最も注目をしていた〝仮説を立てた分析〟については、施策の裏付けとなる為、有効は手法であると感じた。

# 会派視察 報告

創造浜松：関 イチロー

日　程：令和６年 ２月 ５日(月) ～ ７日(水)

【第１日目】

視 察 先：松本市役所

視察項目：松本市における公共交通活性化の取組について

柳澤 均 交通部 公共交通課長、中島 真平 さんから から「地域のくらしの足、おでかけの足再編（官民連携）～松本市における路線バス再編の取組み～」の説明を受ける。

松本市は、長野県内１位の面積 978.47 ㎢(全国 23 位)あり、１市２町が平成の合併をした。

令和３年４月に交通に特化した部局として、建設部から交通部を独立させ、交通ネットワーク課(交通計画・渋滞対策担当)、公共交通課(バス担当(空港鉄道担当 兼務))、自転車推進課(自転車推進、・交通安全担当)３課を設置した。

地域公共交通利用者数は、ご多分に漏れず長期的に減少傾向ではあるが、特に路線バスについては、平成 21 年頃の時点で昭和 53 年の 20%の水準にまで落ち込んでいる。自動車分担率は全国平均が 45.0%(平成 27 年度：全国都市交通特性調査結果)であるが、松本市は 68.5%(令和元年度松本市ＰＴ調査)であことも拍車をかけている。

令和２年３月、現市長が公設民営バスを公約(一人ひとりの移動する権利を保障し、切れ目なく先進的に交通インフラをデザインし、路線バスを市民の最も身近な足として位置づけ、将来にわたって路線網を維持、拡充)に掲げ当選をし、市民との対話の後、令和５年４月から公設民営バス(市が制度設計をし、民間事業者が運営運行。市が重要な３要素(ルート／運行本数(運行時間帯も含む)／運賃水準)を設定)「ぐるっともまつもと」運行を開始する。同年 10 月から、エリア一括協定運行(エリア全体を特定一社と一括協定(令和５年度「エリア一括協定運行事業」国交大臣から認定第１号)し、５年間の長期運行協定)を行っている。

路線再編の方向性についての現状と課題として、地域交通の運営の行き詰まり感がある一方、過度な自家用車依存構造であり、更に人口減少と高齢化により、拍車がかかり問題が顕在化している。
運行事業者の視点としては、観光・貸切バスに比べ、路線バスは低収益であり、路線バス事業を縮小していたが、市が運行資金を担保し、路線バス事業への人的・物的資源の充当を行う。また、地域公共交通活性化再生法(H19～)に、市が主体的に関り再編をする事。地域公共交通は単なる移動手段ではなく「社会インフラ」であるとの認識も追い風になっている。

バス再編の主な内容としては、

① エリア一括で市がマネジメント

② ルート・便数を見直し

③ バス停・路線名を統一

それにより、路線バスのエリア一括長期運行制度（市と運行事業者の協定による運行：継承する路線、タウンスニーカー、コミュニティバス、新規路線)、それに加え路線バスのネットワーク連携(市が運行(市営バス)、地域が運行(地域バス))、そして地域が運行するラストワンマイルを加え、持続可能な新たなモビリティサービスとしている。

＊ 欠損補助と第三セクター方式はデメリットが多く、公設民営と運行委託の比較では、運行委託の方が車両投資額や整備費の最適化や運行の効率化に繋がると考えられるとのことであった。

これらにより、鉄道や路線バスの基幹路線や支線等を運行している松本市の公共交通のカバー圏率は、全人口の92.1%になり、今後は幹線・支線の整備に合わせ、地域内移動への課題解決のため、ＡＩを活用したオンデマンドバスの実証運行に着手し、またキャッシュレス決済の拡大を図るとのことであった。

ちなみに、地域バスには、地域主導型公共事業補助金として、9割の補助限度額として850万円の運行費を補助している。
5年間の債務負担額は、15.5億円(令和3年度までは2.8億円、令和5年度からは2.7億円)とのことである。

地方のどこの地域でも市民の足である公共交通(特に路線バス)の維持は課題であり、今までもいくつかの地域を視察してきた。今回の松本市での取り

組みは、先ず、組織の改編が大きく、交通部として独立したことが挙げられ、次に公共交通は「社会インフラ」であるとの考えのもと、民間事業者と対等に、いやそれ以上に主導的立場に立ち、様々なアプローチにより市民の声に耳を傾け、市民の利便性を考え、それまでの直面する「負のスパイラル」からの永続的な利用者の増加による脱却を目指していることにある。地域毎の最良の運行形態を採用し、かなり細かく精緻な制度設計を行い、「バスカルテ(乗降客数、路線別収支など)」による検証も行っている、市が関わることによる市民の安心を担保していることに感銘を受けた。

わが市においても、その位の気概を持ってこの課題に当たって欲しいものであり、今後の提言の礎としたい。

**【第２日目】**

**視 察 先：長野市役所**

**視察項目：少子化対策・結婚支援事業について**

企画政策部 移住推進課 アクタ マナブ 課長とマルヤマ ユキコ 課長補佐から説明をしていただく。

平成26年９月に前市長が「人口減少社会に挑む市長声明」を表明、施策実現のため部局横断の「人口減少対策本部」を10月に設置するとともに、企画政策部企画課内に人口減少対策室を置き、平成27年４月には人口減少対策課に改組し強化した。その後、組織・名称などの変遷があり、現在の形になっている。正職員５名と７名の会計年度任用職員で構成されており、マリッジサポートデスクで対応をしている。県との結婚応援協議会とも連携しており、課名に"結婚"の名称はないが、予算は変わらず、事業規模は拡大をしているが、職員減が悩みであるとのことであった。

長野市は、人口減少の要因を出生数の減少と捉えており、少子化の要因としては、未婚化・晩婚化・既婚者の晩産化を挙げている。

未婚化・晩婚化の要因として、

- 異性と知り合う機会が少ない(15.9%)
- 理想の相手にめぐり合わない(9.9%)
- 結婚する必要性を感じない(9.0%)
- 異性とうまくつき合えない(4.6%)

＊ 結婚などに関する市民意識アンケート(H30)

他に、経済的理由、不妊、子育てへの不安、ライフスタイルの多様化などを挙げており、令和５年度の結婚支援事業は３事業から成り立っている。

● 出会いの場の創出支援

① マリッジサポートデスクの運営：結婚を希望する者に対して個別にアドバイスやフォローを行うとともに、県で行う「ながの結婚マッチングシステム(アプリ)」登録サポート窓口を開設し、ライフスタイルに合わせた婚活を支援。事業費：6,528 千円。登録者数：268 人(男：164 人、女：104 人)。13 人が結婚(男：４人、女：９人)。行政が行う安心感と、県内で行っているため広域が効果的。

事業費：6,528 千円

② 婚活イベント＆スキルアップセミナー「ながマリ」の開催

対象：長野県在住、在勤及び長野市に移住を希望する 20～40 代の独身男女。

定員：各会 40 人(男女各 20 人)【全５回】

事業費：1,948 千円

③ 婚活イベント開催・活動支援

・ 長野市結婚支援補助金(１事業５万円・１団体 10 万円上限、補助率２／３)
・ 長野市結婚支援セミナー等講師派遣

事業費：400 千円

④ 結婚応援ポータルサイト「ご縁ながの～ココカラ～」の運営

事業費：1,833 千円

⑤ 長野地域連携中枢都市圏結婚支援事業

移住婚活ツアー

長野市ほか７市町村で行う

マッチング 450 人(男：180 人、女：270 人)、141 人交際、50 人弱が継続中

地域：１回２自治体の観光スポット等を巡る

事業費：1,650 千円

● 結婚を応援する機運の醸成